新型インフルエンザ等対策に関する
業務計画

平成 27 年 3 月 1 日

一部改正 令和 8 年 9 月 1 日

公益社団法人　石川県バス協会

目　次

第１章　総則（第１条－第３条）
第１条　計画の目的
第２条　基本方針
第３条　用語の定義

第２章　新型インフルエンザ等対策の実施体制（第４条－第１１条）
第４条　対策本部の設置
第５条　対策本部長
第６条　構成員
第７条　事務局
第８条　対策本部長等の任務
第９条　情報収集及び共有体制
第１０条　対策本部の解散
第１１条　関係機関との連携

第３章　新型インフルエンザ等対策に関する事項（第１２条－第１４条）
第１２条　業務内容及び実施方法
第１３条　人員計画
第１４条　感染予防対策及び備蓄

第４章　その他（第１５条・第１６条）
第１５条　教育及び訓練の実施
第１６条　計画の見直し

第１章　総則

（計画の目的）

第１条　この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号。以下、「特措法」という。）第９条第１項の規定に基づき、公益社団法人石川県バス協会（以下、「協会」という。）における新型インフルエンザ等対策の実施に資することを目的とする。

（基本方針）

第２条　協会は、新型インフルエンザ等の発生時において、特措法その他の法令、国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画、石川県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下、「県行動計画」という。)及び本計画に基づき、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるよう、県民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、バス協会の業務に関する新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

（用語の定義）

第３条　本計画において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

（１）新型インフルエンザ等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号。以下「感染症法」という。）第６条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症（感染症法第１４条の報告に係るものに限る。）及び同条第９項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

（２）新型インフルエンザ等対策

特措法第１５条第１項の規定により同項に規定する政府対策本部（以下、「政府対策本部」という。）が設置された時から同法第２１条第１項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。

第２章　新型インフルエンザ等対策の実施体制

（対策本部の設置）

第４条　会長は、石川県に新型インフルエンザ等対策本部(以下、「石川県対策本部」という。)が設置された場合は、新型インフルエンザ等に対する協会の対応を協議するため、協会対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置する。

２　会長は、前項の規定に関わらず、必要があると認める場合は、対策本部の設置を指示することができる。

（対策本部長）
第５条　対策本部長は、会長とする。

（構成員）
第６条　対策本部の構成員は、別表第１のとおりとする。

（事務局）
第７条　対策本部の事務局は協会事務所に置き、専務理事を事務局長とする。

（対策本部長等の任務）
第８条　対策本部長、対策副本部長、事務局長及びその他対策本部の構成員（以下、「本部員」という。）の任務は次のとおりとする。
（１）対策本部長は、対策本部を総括する。ただし、対策本部長に事故がある場合は、対策副本部長の記載順位により、対策副本部長が代行する。
（２）対策副本部長は、対策本部長を補佐する。
（３）事務局長は対策本部の運営を総括する。ただし、事務局長に事故がある場合は、本部員のうち最上位の役職者が代行する。
（４）本部員は、対策本部における決定事項を実施し、その状況等を対策本部に報告する。

（情報収集及び共有体制）
第９条　協会は、平素から国内外の新型インフルエンザ等に変異する恐れがある感染症の対応状況や医療体制等に関する情報について、国、石川県等から情報を入手する体制を整備し、発生時においては、その情報を早急に職員及び会員に周知する体制を確保する。

（対策本部の解散）
第１０条　対策本部長は、石川県対策本部の廃止が報告された場合には、対策本部を解散する。
２　対策本部長は、第４条第２項の規定に基づき対策本部を設置した場合であって、対策本部で協議する必要がないと判断した時は、対策本部を解散する。
３　対策本部が解散された後において、新型インフルエンザ等への対応に関し協議する必要が生じた場合は、協会において協議する。

（関係機関との連携）
第１１条　協会は、平時から新型インフルエンザ等対策に関する業務（以下「新型インフルエンザ等対策業務」という。）を実施するうえで不可欠となる関係事業者等と発生時における連携等について協議する。
２　平時から石川県との情報交換等に努め、発生時における連携等について確認する。

第３章　新型インフルエンザ等対策に関する事項

（業務内容及び実施方法）

第１２条　協会は、新型インフルエンザ等対策業務として、別表第２にある計画に沿って旅客の運送を適切に実施する。

（人員計画）

第１３条　協会は、必要な要員を確保し、新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施する。

（感染予防対策及び備蓄）

第１４条　協会は、職員及び会員事業者に対し、マスク着用等の咳エチケット、手洗い等の徹底を実施するなど、感染対策に努める。

２　平時から感染対策に用いる物資の備蓄、職員や家族が発症した場合の対応等、感染対策について確認及び検討に努める。

第４章　その他

（教育及び訓練の実施）

第１５条　協会は、平素から正しい知識を習得し、職員及び会員への周知に努め、的確な新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるように訓練の実施に努めるとともに、国又は石川県等が実施する新型インフルエンザ等対策業務についての訓練へ参加するよう努めるものとする。

２　新型インフルエンザ等対策とその他訓練について共通の措置がある場合には、必要に応じて新型インフルエンザ等対策業務についての訓練とその他訓練とを有機的に連携させるように配慮するものとする。

（計画の見直し）

第１６条　協会は、適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には変更するものとし、変更を行った場合は、軽微な変更である場合を除き、石川県知事に報告するとともに、その要旨の公表を行う。

２　前項の計画の変更に当たり、必要があると認める場合は、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか、広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

この計画は平成２７年３月１日から施行する。

この計画は令和８年９月１日から施行する。

別表第１（第６条及び第８条関係）

バス協会対策本部の組織

（バス協会対策本部）	
対策本部本部長	会長
対策本部副本部長	副会長①（労務）、副会長②（事故防止）
事務局長／事務局	専務理事／バス協会事務局
対策本部本部員	会員バス事業者

別表第２（第１２条関係）

新型インフルエンザ等対策業務の内容

（事務連絡業務等）
石川県等との連絡調整
会員バス事業者に対する連絡調整